平成20年度新宿区外部評価委員会第2部会第4回 会議要旨

<出席者>

外部評価委員(5名)

岡本部会長、入江委員、小菅委員、冨井委員、山村委員

事務局(3名)

木内行政管理課長、関原行政管理主査、担当1名

説明者(11名)

施策23「地域ぐるみの防災体制づくり」(4名)

危機管理課長、地域福祉課長、教育政策課長、教育施設課長

施策8「学習・教育環境の充実」、施策9「開かれた学校づくり」(3名)

教育政策課長、教育指導課長、学校運営課長

施策 2 「きめこまやかな総合的福祉の推進」、施策 6 「福祉と保健・医療サービスなどの総合的展開」、施策 7 「ともにつくる福祉の推進」(4名)

地域福祉課長、障害者福祉課長、高齢者サービス課長、保健予防課長(代理)

<場所>

区役所第1分庁舎7階職員研修室

<開会>

1 ヒアリングの実施

【部会長】

おはようございます。本日は第2部会の福祉、子育て、教育のほうのヒアリングということで、朝早くからありがとうございます。

私は第2部会の部会長をしている岡本と申します。よろしくお願いいたします。

まず、今日ご出席の方、申し訳ございません、自己紹介をお願いできますでしょうか。

<説明者自己紹介>

【部会長】

私どもは、昨年度の第2部会の中では危機管理とか防災についてというのは、災害時の問題というのは取り上げなかったのですが、防災というのは非常にどの分野にもまたがる基本的なことだろうということで、今年度取り上げさせていただきました。もう既にご回答いただいているんですけれども、このご回答に関して、何か追加することがございましたら、お話しいただければと思うんですけれども、いかがでしょうか。

【説明者】

危機管理課長です。

総合的な区の施策というのが大変わかりにくかったということで、回答のほかに資料としま

して、「新宿区の防災対策」という形で、皆様方のほうに概要で、防災対策についてはこんなことをやっていますよと、それから防災区民組織のあり方につきましては、同じように資料の中でどういう形になっているのかというのをお配りさせていただきましたので、その辺でまたご質問いただけたらというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

【部会長】

ありがとうございます。ほかはよろしいでしょうか。

では、質問させていただきます。委員から、まず質問ございますでしょうか。

ちょっと私のほうから聞きたいと思います。こちらの新宿区の防災対策の概要を見せていただきまして、神田川もあるということで震災、つまり地震だけではなくて火災とか水害のことも含めて、いろいろな手を打っていらっしゃるというのはよくわかりました。この部会は、福祉、子育て、教育ということで一番気になりますのが、ご回答の中にもあるんですけれども、災害時の要援護者名簿というのをそろえていらっしゃいます。ただし、これはご希望のある方だけという形になっております。1点お聞きしたいのが、ご希望をどのように募っているかということですね。年に1回、何か回していらっしゃるのか、広報か何かでお伝えしているのか、民生委員さんを通して言っているのか。ご希望があった場合に、具体的にどういうふうに、というあたりをちょっとお聞きしたいんですけれども、いかがでしょうか。

【説明者】

希望につきましては、区の広報で年1回募っております。

【部会長】

年1回ですか。

【説明者】

はい。現在、登録している人が1,358名いらっしゃいますけれど、そのほかには地域にいないかということ、あとは区のいろいろな窓口で必要なのであれば、こういった登録制度をやっておりますということを広報に出しているということです。

その名簿については、年に2回更新いたしまして関係機関、ここにありますように消防、警察、民生委員、防災区民組織、それから区の関係部署に送付しています。

【部会長】

具体的に何かあったときには、お連れするのが主ですね。避難所にお連れするということが 主な役割というふうに読ませていただいたんですが、それでよろしいんでしょうか。

【説明者】

日ごろから、援護を必要とする人を把握しておいて、具体的に災害が起きたときに、それを どういうふうに生かして避難させるかということは、今現在も危機管理課のほうで、若松地区 をモデル地区にして具体的な検討に入っているところです。

【部会長】

今のところ、必要な方がいるというのは、地域の方に把握していただいているという段階というふうに考えてよろしいでしょうか。

はい。

【部会長】

わかりました。

危機管理課のほうで具体的に、今モデル事業でなさっていますけれども、いかがでしょうか。 【説明者】

ご存じのとおり、災害時要援護者、災害時弱者と言われる方たちが、ここ数年、日本で水害、台風での被害ですとか全国で被害があった中で、高齢者を含めまして非常に被害が多くなっています。これについては、行政側がしっかりとした形の対応をとっていかなければいけない。せっかく災害時要援護者という対策を国が打ち出しているにもかかわらず、なかなかできていないではないかということで、ガイドラインまで示されまして、こうやって支援の人や支援の仕方をやってくださいというところまできています。でも実際に、それができていない。各市町村におきましてもできていない。なぜできていないのかというところが今、私どもも踏み込んで検討しているところです。

実際は、部会長からお話がありましたとおり、皆様方にこういう制度があります。だから、 手を挙げていただければ、地域の人を見守ったり、状況によってはお声をかけて避難所に必要 であれば支援をしますよというところまでいっているんですけれども、手が挙がってこない。 それから、どうやっていいかわからない。

今私どもでわかってきたのは、そればかりではなくて、地域が高齢化をしている。したがって、防災区民組織の方たちを中心としてお願いしますねという形でお示しをしておりますが、私たちも実は支援を受けるほうですというところで、これは大変困ったというところです。具体的に新宿区であればどういう形であれば支援の手が届いて、それからいざというときにその人たちの命が守れるかということで、今年は民生委員さんと一緒になりまして、社会福祉士の協力を得まして、ガイドライン以降、具体的にこの方にだれが行って、どこまでどうやるということがなぜできていないのかをやりたいということで、今年の事業で若松町特別出張所地区で、要援護者も、さまざまな要介護の方であったり、精神障害であったりだとか、肢体不自由であったりという人たちがいらっしゃいますので、そこでモデルとしてやってみて、それをお示しをすることによって、本当に国が言うように、ガイドラインをつくりなさい、ガイドラインが、はい、つくれますという状況ができるのかどうか、これを発信していきたいというふうに考えております。

【部会長】

災害というのは、水害を含めて、いつ起こるかわからないということがあります。一応、防災に関しては、耐震構造とかそのあたりは非常に努力していらっしゃるということを、他の部会の報告などから読ませていただいて思いましたし、防災サポーターの組織とか住民の組織とか、第一次避難所、第二次避難所という形で設定はしていらっしゃるようなんですけれども、例えば第二次避難所が福祉避難所という形で、保育園とか福祉関係のセンターというふうに位置づけられているんですけれども、そこは、ハードとしてはそこになると思うんですけれども、そこに避難した後、ソフト面で対応できる人の手配ということまではシステムとして考えてい

らっしゃるんですか。

【説明者】

第一次避難所というのは小・中学校、それから第二次避難所というのは災害時要援護者の方という形で、計画はでき上がっています。けれども、そこに、要介護 3 以上の方やそれから肢体不自由の方たちというのは、やはり生活の中で特別な支援の形をとっていかなければいけない。だれが来るかというのがわかっていない状況ですと、そこに準備するものというのが各個別にはまだできません。したがって、備蓄として 1 カ所でまとめてやっておりますが、その辺がきっちりわかってこないと、第二次避難所ではどういうものを用意して、どういう支援体制をするかというところに手が行っていないというのが現実で、今回のこの調査をもとに、そういったことが少し明らかになってくることによって、個別の第二次避難所、福祉避難所と言われているところの体制づくりがこれからできるというふうに考えています。

【委員】

今、ソフト面という話が出ているんですが、2つお聞きしたいことがあって、1つは、この防災ボランティアが今、定員60名という書かれ方があるんですが、60名というのは新宿区全体として本当に十分なのかなという感じがいたしました。その点をお聞きしたいということと、それから、防災区民組織の方々も高齢化しているということですので、日ごろから住民を巻き込む方法として、学校の中での避難訓練というのは生徒が机の下にもぐって、それからぞろぞろと外に出てくるという訓練ですが、それではなくて、学校に備蓄されているものをいかに避難所として立ち上げるときに、早く、いろいろな人の手を使って組み立てたり設置したりするかというようなところを、小学生だとちょっと無理かもしれませんが、中学生を巻き込むというのはどうなっていますか。私は、別の区で子どもの学校で体験したんです。ぜひ、そのやり方を新宿区も早く導入することで、そのソフト面というか、避難所を早く立ち上げることに子どもたちも力を貸せるのではないかと思うんですが、そういう方向性はいかがでしょうか。

【説明者】

第一次避難所につきましては、追加でお出しをさせていただいた資料に横の表がありますけれども、ここでいくと、この防災区民組織の人たちが避難所運営管理協議会を使いまして、いざというときに避難所を立ち上げるということで、避難所の立ち上げは地域の人たちが協力をしていただくという形になっています。

防災ボランティアにつきましては、今回お示しした60名というのは、そうした訓練のアドバイスをしたり、それから避難所で万が一区民の方たちがやりますよと言っても数が少なかった場合に、非常に専門的な勉強をしてきておりますので、アドバイザーとしてまず入っていくという形になっています。

実際には、防災ボランティアというのはさまざまな形で全国からお集まりいただけるという 形になってございますので、これは社会福祉協議会が窓口になります。これは東京都社会福祉 協議会、それから全国社会福祉協議会も共通しておりますが、社会福祉協議会がボランティア の取りまとめをして、こういった方たちのボランティアが必要だという声を、区がいち早く把 握して、その避難所に社会福祉協議会で登録してきた人を送り込むという形で、おおむね3日 以内ぐらいに防災ボランティアをうまく整理をして、必要とするところに必要な人を送り込む ようにしたいと考えています。

ただし、もう少し専門的なお話をしますと、建物が使えるかどうかという、応急の判定士ですとか、それから保健師ですとか、それからお医者さんの中での救急なんかがありますけれども、こういった命にかかわる部分は別途それぞれの、例えば建築でしたら建築の専門のところにいち早く情報を発信してそこから行くという形で、緊急を要するボランティアを集める場合は行政の窓口でやって、そのほかの一般的な第一次避難所でのボランティアにつきましては、社会福祉協議会が取りまとめて、要請に応じてそれぞれの施設にボランティアに行ってもらうという体制づくりになっております。

それから、中学生ですけれども、ご存じのとおり一番活動できるかというのは実は消火なんですね。消防署で、よく消火訓練をやっていますけれども、昔、D級ポンプという、だれでも使えるポンプを防災区民組織に配置しているんです。けれども、もう10年、20年ぐらい配置されてからなるので、とても年配の方ではできませんということがあります。それで各消防署にお願いしまして、中学校で可能な限り日常の防災の訓練、学校でやっていますよね、そこに取り入れて、中学生たちにも身近に使えるようにするのと、それから、年間で防災区民組織というのは自主的に防災訓練をやっておりますので、そこで消防団の人たちが、来た人たちをその場で使えるような形をとっています。これをどんどん広めているというのが実態でございます。そういう形で取り込んでいくように今、施策を練っているところです。

【委員】

教育委員会事務局にお尋ねしたいんですが、区では、第一次避難所の、小・中学校の耐震の工事をいち早く取り組み完了したということで、大変高い評価が私はできると思っています。 現実に、非常時に小・中学校へ避難者が避難したとき、学校自身の管理棟といいますか、管理すべき永久保存書類なんかもあると思いますし、大変高度な秘密の書類も校内にあるわけですね。それから、避難者が生活する生活域、その辺との区別というのがちょっとここのところで読み取れないんですが、具体的に学校のほうでは、どの程度の耐震の工事が完了したのか、どの程度の地震に今耐えられるのかということが一つと、それから学校の中で、管理棟といいましょうか、管理棟と生活棟の区別というのは具体的にどういうふうにできているのかなと。学校ではどうしても入ってもらっては困るところがあると思いますけれども、それの区別というのは、住民にわかりやすくなっているのかどうかということですね。学校職員がいたり児童・生徒がいるときには、さほど問題ではないと思うんですけれども、非常時にはいないときのほうが多いかと思いますけれど、そのときの対応ですね。ちょっと、お話ししてください。

【説明者】

教育施設課長です。

まず、先のほうですけれども、委員に評価をいただきましたけれども、確かに平成19年度で耐震工事が100%完了したということで、これは23区でもかなり早く行いました。それは第一次避難所になっている小・中学校です。それから、第二次避難所になっている幼稚園、それから養護学校も耐震工事は終わっております。それで、専門的にはIS値という基準があるわけ

ですけれども、それが一般的には0.6でもいいんですが、避難所ということで0.7、0.1ポイント上げて十分耐えられるように、避難所としてきちんと機能できるようにということで0.1ポイント上げて、そういう耐震工事はすべて終わっています。今現在はそういうところでございます。

【説明者】

教育政策課長です。

後半の部分の、ちょっと前段のお話ですけれども、基本的には個人情報を特に子どもさんの関係だとか、今おっしゃった重要資産、そういったところは基本的には職員室を中心に、鍵をかけたり什器、いわゆる書棚等がありますから、そこは当然開けません。これは危機管理課とも調整した上で、普通教室ですね、そういったところを町会単位だとかで、被災があったときに場所を決めています。基本的にはやっぱり学校にはいろいろな重要資産が、個人情報を含めてありますので、そういったところは今おっしゃった管理棟という意識で、開放の対象からは外すということになっています。

【委員】

理科室とか理科準備室の薬品がありますね。そういうものも含めてと伺っていいですか。

【説明者】

はい。

【説明者】

危機管理課長です。

基本的には、一次避難所になっているところについては、それぞれ学校のマニュアルというのを作っていまして、だれが入ってきても、マニュアルを見てからスタートしましょう。その中では、使える教室、使えない教室があります。使える教室については、皆さん歩いてみて、本当にガラスが割れていないかどうかとかのチェックをして、それから使うようにしましょうという、マニュアルができています。

ただし、都立高校については、ご存じのように山吹高校はやっと中に入れてくれるようになってきたというのがあるので、今まだ遅れております。東京都は昨年度、危機管理マニュアルを校長先生が知らない、そういうのが結構あったんです。それで、整えるようにということで通知が出ておりますので、それをもとに、なるべく早くマニュアルを作るようにいたします。

【委員】

ありがとうございました。

【部会長】

まだこちらとしてもいくつかお聞きしたいこととか確認したいことがあるのですが、次の会議が控えているということですので、またわからない面がありましたら文書等でお聞きすると思います。そのときはよろしくお願いいたします。

(説明者入れかえ)

【部会長】

では、続けて始めさせていただきます。

私、第2部会の部会長の岡本と申します。よろしくお願いいたします。

「学習・教育環境の充実」、「開かれた学校づくり」というところでヒアリングをさせてい ただきたいと思っています。

誠に申し訳ございませんが、自己紹介という形で、ご所属とお名前をお願いいたします。 <説明者自己紹介>

【部会長】

ありがとうございます。

既に私どものほうから質問事項を出させていただいて、それに対するご回答をいただいて おります。ここにいただいたご回答の際に、若干説明が必要だとお思いの部分がございました ら、この時間に説明をしていただきたいのですけれども、いかがでしょうか。

特によろしいですか。はい、わかりました。

私どもが一番気になっておりましたのが、さまざまな名称の方たちが学校の役員というのでしょうか、サポートする人間として入っているわけですね。それに対して、それぞれ評価をそちらでしていらっしゃるんですけれども、一体、実際どの程度役に立っているんだろうかというあたりですね。

例えば、スクール・コーディネーター、スクールスタッフ新宿とか、スクールカウンセラーというのもあって、いろいろ名称がついているわけです。それぞれの方たちの役割というのが切れているのか、重なっているのかというあたりも含めてそれをお聞きしたいのですが、いかがでしょうか。

【説明者】

教育指導課長です。

基本的には、重なっていることはありません。本当にいろいろな名前の方が入り込んでいますので、学校の中でも一時期は混乱したこともございましたが、今では定着してきたと思います。

回答にも書かせていただきましたけれども、スクール・コーディネーターという方につきましては、主に学校と家庭、地域を結びつけるそういう役割をしておりますし、またスクールスタッフ新宿の方々につきましては、実際に結びつけられた、それで学校に入ってこられた地域の講師の方を指すわけでございます。まずスクール・コーディネーターですけれども、これはやっと国レベルでも全校に入れたいというような意向をもって取り組んでいる施策でありまして、本区では平成16年の段階から入れているものです。地域の中の、まさにさまざまな形で人脈のある、そしてまた教育にも造詣の深い方を各学校1名指名いたしまして、そしてその方にお願いをして、授業の中でこういうような活動をしたいんだけど、いい人はいないだろうかと、学校から依頼があったらばそれについて探してくださると、そんなような役割をしておりまして、とにかく教育内容の幅を広げるに当たりましては大変な貢献をしていただいているところでございます。

また、スクールスタッフ新宿につきましては、実際に小学校においては主に図書館司書の資格を持った図書館スタッフ、この方が75%を占めております。中学校にいきますと、部活講師

ですね、部活の指導者、これも同じく75%を占めております。なかなか教員ではやり切れないところを、さまざまな形でフォローという形で、これまた学校にとっては大変な効果があるというように考えているところでございます。

【部会長】

他にここのあたりで、ご質問はありますでしょうか。

【委員】

スクール・コーディネーターの選び方についてと、どんな人が今、コーディネートされているのでしょうか。

【説明者】

まず、このスクール・コーディネーターは平成16年の段階でなんですけれども、もともとは 青少年委員が、制度が変わりまして、いわゆる地域の中でそういうような活動をされていた方 になっていただくというのを趣旨としておりました。今現在は、2回まで更新できる、基本的 に1年間という制度ですので、更新は3年までできるということになっておりますが、その都 度順繰りに入れ替えをしております。基本的に事務局次長、そして私どもの課長級で選考しま す。といいましても、全くわからないところから私どもが探してきてもこれは役に立ちません ので、学校長の推薦を得て、そしてこういう方が地域にいるとそんなような推薦のもとで、私 どもが面接させていただいて、そしてあくまでも学校に協力をしてくださるという方でないと、 どんなすばらしい方でも、ご自身の思いだけでやってもやっぱりこれは教育になりませんので、 学校の教育に協力をしてくださる、そのような了解を得られる方に最終的にお願いをするとい う形になってございます。

【委員】

実態はどうですか。

【説明者】

今、全校と言いたいところなんですけれども、1校だけ欠員がございます。しかしながら、 あとはうまい形で前任者の方が引き継いで次の方に依頼をしてくださるという場合もあります し、校長から話を聞くと、地域のこともよく知っている、そしてまた学校の活動というものを 理解してくれているということで、校長、副校長、あるいは教務主任等々と大変な親密な関係 を結んで、毎週1日学校に来てくれる、とてもいい方という形で貢献してくださって、まさに 地域の有力者の方が学校についてくださっているといったところが実態でございます。

【委員】

週1回は来られるのですか。

【説明者】

そうですね。基本的に週1回来ていただいて、そして職員室の中に席を設けて、そして、来たときには、絶えず先生方と話をしてくれる。そして、時間があれば、授業も見てもらうという、そんな形になっております。

【部会長】

これは前言った、スクール・コーディネーターというような方が、学校での授業時間の中だ

とすると、一方で、「放課後子どもひろば」という形で学校の開放というのが行われていますね。そこにもまたいろいろなスタッフがいらっしゃるみたいですけれども、そのスクール・コーディネーターという方は放課後のことまではかかわるんでしょうか。

【説明者】

基本的にはそこまでを目的にはしていないんですけれども、しかし、やはり地域の有力者ですので、全くかかわっていないかといいますと、やはりさまざまな形の応援をつなげるという意味では、実際にはされているというのが実態です。

【部会長】

先ほどもスクールスタッフ新宿のお話も出て、図書館の司書をやっていただいたりしているとのことですが、子どもサービス課から伺ったときも、「放課後子どもひろば」の中で人を得て、いろいろなスポーツ活動をしているというようなことをおっしゃっているわけですね。そうすると、その「スクールスタッフ新宿」と「放課後子どもひろば」事業というのはどういう形になりますか。

【説明者】

基本的には全く別のものでありまして、いわゆる教育課程の中、基本的には学校、子どもたちが全員いるのは4時まで、そして中学校ですと部活は6時までありますけれども、これは基本的には教員が面倒を見るというのを第一原則にしているものが私どもの事業でして、基本的にはいったん下校はしません。学校が終わって、そして「放課後子どもひろば」という広場に登録したお子さんが行くという、そんなシステムで教育課程外になっているのが、子ども家庭部の事業ということになります。基本的には同じ学校の敷地内なんですけれども、事業としては別のものです。

【部会長】

学校という場で、その両方をコーディネートしているところというのはあるのですか。

【説明者】

基本的には、コーディネートはないですけれども、私どもと子ども家庭部、そして学校、これらが絶えず連絡をとり合って、もちろん絶えず中心にいるのは学校です。

【説明者】

教育政策課長です。

「放課後子どもひろば」の場合には、1つとか2つの教室だったり、校庭というところで事業を開放という形でやっていますから、それ以外のところは学校という形で部活動で使っていたりとか、うまくそこのすみわけをしながら、問題が発生すれば正・副校長が中心になって、また指導の担当者が中心になって調整するというのが主です。

【部会長】

最終的にはどちらを、所轄は違っていても一応学校長のもとにということで、基本的には教育指導課なり教育政策課なりと連携をとりながらやっているのですね。

【説明者】

はい、やっております。

【部会長】

わかりました。非常に効果が上がっているというふうにおっしゃっていたんですが、地域の 有力者がコーディネーターになっているというあたり、有力者というのは誰なのですか。役に 立つ有力者というのはどういう人なのかなというのをちょっと伺いたいのですが。

【説明者】

教育指導課長です。

実際には、町会長のようなお立場の方であったり、あるいはさまざまな形のスポーツ指導員のような形で、区の指導員をなさっていたような経歴の方であったり、あるいは元 P T A 会長のようなお立場の方も、やはり何人もいらっしゃいます。あと、やっぱり育成会関係の方でしょうか。

とにかく学校にとりましては、地元出身の教員は基本的におりませんので、そうしたときに、どういう人材が地域にいらっしゃるかというのは基本的にわからないのですね。例えば、中学校で職場体験に行きたいと言ったときに、どう職場とつなげていったらいいかといったときなども、本当におんぶにだっこ状態でコーディネーターの方にお願いします。そうしてコーディネーターの方に探していただくわけですので、やはり地域に本当に顔と名前がよくわかっているという立場の方でないと、なかなかお願いできないところです。

【部会長】

学校、地域、家庭のパイプ役ということもあるんですね。

【説明者】

そうですね、はい。

【委員】

スクール・コーディネーターの役割の中に、今はちょっと統合されていますけれども、「子 どもの居場所づくり」事業のようなものが入っていたのですか。

【説明者】

昨年度までは、それが結構大きなウエートを占めていたのは確かです。と申しますのは、昨年度までは生涯学習振興課という課が教育委員会事務局にありまして、そして、スクール・コーディネーターは生涯学習振興課が所管していたということもございます。先ほど部会長からご質問いただいたいのですけれども、「放課後子どもひろば」というのを、やはり同じ子どもたちを相手にしているということがありましたので、昨年度までは教育委員会で所管をしていたという事情もございます。そこで生涯学習振興課がやっていましたので、今おっしゃられたような居場所をどうするかといったところでは、確かにこのスクール・コーディネーターも大きな役割を果たしていたという実態があります。

ただし、今年度からは所管が若干変わりましたので、スクール・コーディネーターは教育指導課に直接入っていただいております。そんなところで、決して切り離したわけではないんですけれども、もちろん先ほど申し上げたようなかかわり合いもしますけれど、より一層、学校長と近づけようと、教員と近づけようという意図を持って、特に今年度は事業を展開しているところでございます。要するに事業の中で、より一層入っていただくという、そんなところに

シフトしているというのでございます。

【部会長】

私どもが評価しなければいけないのは19年度事業なものですから、どうしても過去の、実際 の所轄になる前のお話になってしまうので、その辺をちょっとご理解いただければと思います。

【委員】

スクール・コーディネーターですとか、それからスクールスタッフ新宿、学校評議員、それから確かな学力推進員ですね。さまざまな立場の方がいらっしゃるんですが、それぞれコスト的な面からいうと、どこから予算が出て、この例えば評価シートのどのあたりで計上されているのかというのと、報酬がどの程度出ているのかというのをちょっと知りたいのですけれども。

【説明者】

学校評議員につきましては、これは全くの無報酬です。学校評議員ですけれども、別冊事業評価編の104ページをご覧いただけますでしょうか。ここの学校評議員についてのところですね。そして、スクールスタッフ新宿については92ページに載っています。確かな学力推進員につきましては、88ページに載っております。

【委員】

そのトータルコストの中のどこを見たらいいんでしょうか。

【説明者】

事業費のところをご覧いただきますと、確かな学力推進員につきましては89ページのところの上をごらんいただければと思います。事業費、1億1,584万2千円となっておりますけれども、これは18年度ですね。19年度は、1億1,219万2千円になっておりますけれども、ここをごらんいただきますと、これが確かな学力推進員の事業費です。

【委員】

それは報酬もすべてということですか。

【説明者】

はい、そうです。

スクールスタッフ新宿につきましても93ページの上をご覧いただきまして、事業費のところでございます。スクールスタッフ新宿につきましては、呼ぶ人によりまして若干報酬の金額が異なっています。例えば、教員資格の免許を持っておる者で、授業の中でTT等に入っていただく場合には1時間2,500円、クラブ活動の場合は1時間当たり1,500円です。そして、図書館司書の資格があって図書館スタッフのような形で入っていただく場合には、1時間1,000円ですね。またその他、地域の方でさまざまな技術をお持ちの方で、総合的な学習の時間等々に入っていただく場合には、1時間1,000円という形で報償費の支払いをしているといったところです。また、スクール・コーディネーターにつきましては、大変少ない金額なんですけれども、1カ月で8,200円という大変少額でお務めいただいているところです。

【委員】

かなり報酬が少ないですね、スクール・コーディネーターは。

そうなんです。

【委員】

そうなると、週1回ということですよね。月に8,200円ということになると、時間は1時間とか、あまり拘束時間は長くないということですか。

【説明者】

そうですね、特段、例えば6時間来てください、8時間来てくださいという制約はしませんけれども、実際のところは、少なくとも週1回来ていただくということで、時間を見計らっては2回、3回と実際には来ていただいているのが実態です。

【委員】

ちょっと視点を変えまして、「確かな学力推進員」の配置についてよろしいでしょうか。 スクール・コーディネーター、あるいは今の学校評議員を含めて、スクールスタッフ新宿、 スクールカウンセラー等は、どちらかというと学校の外側から学校を支援する形であったとい うものです。私どものこの外部評価委員として大変重要な任務は、いわゆる評価のあり方です ね。どういう事業にどういう評価をしようということが最大の役目であると思っています。そ ういう点から見ると、この確かな学力推進員というのは、規模から言って本命中の本命ではな いかなと思います。いわゆる学校の中身にかかわることで、しかも区費を1億円使うわけです から。そういう点で、全学校に配置ができたということから大変高い内部評価をされている。 そこまでは私は異議はございません。大変すばらしい、区独自の評価だというふうに思います。

具体的な展開例として、この確かな学力推進員は、ほとんど毎日学校にいらっしゃるわけで ございます。どこの学校でも1名ということについて、もちろん2名にすれば2億、3名にす れば3億かかるのはわかるんですけれども、例えば近隣の小学校では恐らく20学級ぐらいある わけですね。そういう中で1名というと、果たして効率的に少数指導とか、あるいはTT指導が、15学級、20学級の中でどういう効果的な展開がされるのかということが評価に直結する問題だなというふうに思っているんです。

私は、この学校規模によって思い切って予算の倍増ぐらいして、確かな学力をつけるということはもう新宿区の大きな命題でございますので、教育委員会事務局でも、大上段を振るって増員について努力していただきたいと思うんです。しかし、その1億円の経費についての評価というのがどういう評価をしたらいいか、私も悩んでいるんですけれども。ご回答いただいた中で「学力との相関関係をどう評価するか」ということは課題だということはわかるわけですけれども、どのなような評価を今考えているか、私どもも一緒に考えていきたいとは思っているのですけれども、もちろん件数や何かで表せるものではありませんので、大変難しいというふうに思います。どういう評価をするかということについて、私どもと一緒にちょっと考えていただければなというように思うんですが、今、現在ではどう考えていらっしゃいますか。

【説明者】

まさにご指摘のとおりでありまして、人をつけて成績がぽんと上がれば、これはすごくわかりやすいのですけれども、これが例えば上がったとして、それが人をつけたからなのか、あるいは家庭学習を頑張ったからなのか、他人が頑張ったからなのか、本人が頑張ったからなのか、

そこの見きわめが、本当に実際にはなかなかできないというところで、実は本当に私どもも悩んでおります。

そこで、今悩みながら指標の1つにしておりますのが、年に1度、大々的に意識調査をしてございます。この意識調査は、児童・生徒、小学4年生、6年生、中学2年生を対象にしております。そしてその小学4年生、6年生、中学2年生のお子さんをお持ちの保護者の方、そして学校評議員の方、そしてもちろん教員ですね、その三者を対象にして調査をしておりまして、そしてその調査の中で、確かな学力推進員の授業についてということで、調査を行っているところでございます。実際に丁寧に教えてくれるかどうか、わかりやすいかと、それで実際にどう成績に結びつくかと、これまた結びついていない場合もあるかもしれないのですけれども。今現在、その意識調査では、各学年ともに80%前後が、とてもわかりやすい、丁寧に教えてくれると、そんなような評価をしてくれております。

また、教員についても、その推進員が入ったことによって、授業のバリエーションが増えたと。つまりは、今までだと一人で30人や40人を見ていかなければいけなかったわけですけれども、少人数に分けることができる、TTもできる、あるいは配慮を要するお子さんがいたときに、その子についてもらえるというような形で、さまざまなバリエーションで、大変授業に入れやすくなったと、そんなような今、評価を受けております。実際にその意識調査だけでいいかどうか、これまた今後を見なければいけないところでありますけれども、今はとにかく、これは全員、その小学4年生、6年生、中学2年生、そして保護者、教員について全員を対象に調査を行っておりますので、この中では一定程度の何か考えが出てくるのではないかと、思っているところでございます。

【委員】

ぜひ特に中学校を中心に、学習困難の生徒もいるはずですから、増員計画をぜひ教育委員会で立てていただいて、意識調査でも十分区民の方は納得いただけるというふうに思いますので、区費でやる講師の増員ということで反対する方は私はいないだろうというふうに思いますから、ぜひ頑張ってやっていただきたいと思います。

【委員】

今のに関連するんですけれども、確かな学力推進員ですとかスクール・コーディネーターというのは、新しく最近導入された制度で、それに対して効果があるかということをアンケートなり意識調査なりでフォローアップしていますが、「確かな学力推進員」の方も「スクール・コーディネーター」の方もかなり緊張しています。また、そのアンケートの結果で自分の仕事そのものが評価されるということで、かなり張り切ってやっていらっしゃる方が多いと思うんです。確かに、確かな学力推進員の方も、学校では非常に丁寧に教えてくれるという高い評価なんですが、教師の側、教師に対する直接的な評価というかアンケートというか意識調査というのも、もう少し積極的に行ってもいいのではないかと思います。そうすると、特に小学校の教師は毎年毎年もう少し緊張感をもって、改善しようという姿勢になる。中学校は学校の成績がかなり結びついてきて、ほかの学校と比較されているというのもありますし、クラスそれぞれ回りますので、そういうことを新鮮に思って授業をやっているという印象があるんですが、

小学校の教師は、ずっと一日じゅう同じ生徒に向かって、閉塞されたというか、ほかの目が全くないところで授業をしておりますから、TTなどが入ったときには別ですけれども、ちょっと、先生によっては、親が疑問を感じるような授業をする先生もいるわけです。それをもう少し保護者なり、生徒自身もアンケートでそれを表せるようなシステムを導入することは検討なさっていないでしょうか。

【説明者】

まさに、確かな学力推進員ではない、いわゆる正規教員に対してのご指摘だったと思います。 本当にご指摘のとおりでありまして、これはまさに学校評価にかかわってくると思うんですね。 おっしゃられたとおり、やはり改善すべきことがあるならば、それをしていかないといけません。

今、学校評価の方法として、随分以前とは変わってまいりまして、保護者の方に評価していただく、あるいは児童・生徒に評価してもらうということが増えてまいりました。これは平成19年度のデータですけれども、小学校29校中15校、中学校11校中10校ということで、25校につきましては、今おっしゃられたような児童・生徒にもちょっと評価してもらおうと、そんな動きが出ております。また、保護者の方も、40校中37校ということで随分増えてきているのは確かなところです。ただし、増えてきたからいいというものではなく、やはりおっしゃられたとおり、全校でそういう取り組みがあっていいのではないかと私どもは思っているところです。

【委員】

今おっしゃった学校評価というのは、学校全体に対する評価ですか。それとも個々の教師に対する評価ですか。それは、かなり違うと思うんです。同じ学校でも、毎年担任の先生によって、特に中学生はすごく影響が大きいんです。「今年は当たりだった。」、「去年ははずれだった。」と、もう親の間で公然とそういった会話が成り立ちまして、同じ学校に行かせていても、全く違う質の授業が行われるというので、保護者としては毎年毎年違うと非常に不安なんですね。

【説明者】

今申し上げた37校あるいは25校というところの中身につきましては、これはもちろん教師の評価もかかわるのですけれども、やっぱりその評価の内容につきましては、まさにとてもデリケートな部分で、実際には、本当によくわかります。授業がうまいか下手かとか、わかりやすいかとか、具体的な経過で聞いている学校も実はございます。本当に声が大きいか小さいか、板書の字がうまいか下手かも含めてやっているところもありますし、全然そこまでのレベルではない、いわゆる一般的な、授業がわかるかとか、おもしろいかとかというレベルだけで聞いているところもありますので、今おっしゃられたところからいくと、もっと本当に細かいところまで聞いていくことが必要になってくると思います。

ただし、ここで難しいのが、どうしてもそうなったときに、今度は人気投票になってしまうところもあります。あとは今、私どものほうで学校に発信をしているのは、児童・生徒にとっての自分たちの自己評価とともに、教師に対する評価を重ね合わせていくといったところの評価が必要になってくるかなという気がしております。やはりそのご指摘のような、教師はやは

り安住しているのではなくて、相対する児童・生徒が、授業が本当にわかるかどうか、楽しいと感じているのかどうか、そこら辺はもう具体的な聞き方で聞くような評価があっていいのではないかなと、実は私ども事務局は思っているところでありまして、これからもますますそこら辺は奨励していこうと思っております。

【委員】

その評価アンケートは、形なりフォーマットなりは、学校側に全く任せてあるということなんですか。

【説明者】

学校でやっているアンケートにつきましては、国、都のほうから提供はしております。ただし、あくまでも提供のレベルであって、何か統一したこういうものをやってみなさいというようなものはまだ提供しておりません。

【委員】

するしない、内容のすべてを学校の判断に任せているのですね。

【説明者】

はい、今現在はですね。

【部会長】

ちょっと話を戻らせていただいて、「確かな学力推進員」なんですが、この方たちの雇用形態というのはどうなっているんでしょう。大分、評判がいいということなんですが。

【説明者】

基本的には、非常勤講師という形で、一次試験が小論文、二次試験が面接で私どものほうで 選考して雇い入れています。

【部会長】

教職試験に落ちて、将来教師になりたいけれどもという方たちが多いんでしょうか。それとも、どこかもう外部で働いて、65歳未満ということなので、そろそろ早期リタイアを考えて子どもに接したいという方が多いんでしょうか。

【説明者】

圧倒的に今、おっしゃられた前者が多数でして、試験に落ちたけれどもこれから目指そうという方が多うございます。ただ、中には以前教師をやっていて、出産を機にやめたけれども、またちょっと余力があれば教えてみたいという、大変経験豊かな方も見てくださっています。

【部会長】

雇用期間はどのくらいなんですか。

【説明者】

基本的に1年という形になっています。

【部会長】

1年契約。そうすると、毎年続けたい方は一次論文、面接ということを毎年繰り返すとい うことですか。

1年ということになっておりますけれども、学校長のほうから、この人は素晴らしいと、ぜひお願いしたいといった場合もございます。実際に、平成19年度からスタートですので、今回20年度が初めてだったんですけれども、その場合には、学校長の依頼、そして本人からの申し出があれば、一次、二次を免除という形で継続していただきました。ただし、実際に優秀な方は今回随分試験に受かってしまいまして、抜けてしまったのでございます。

【部会長】

そうですね。そうなる可能性が高いですね。評判がいいということですから。

【説明者】

都に受かった者につきましては、都に随分交渉をしまして、1年間新宿で、ある意味で言うとお勤めいただいて育ったわけですので、ぜひ新宿に残してほしいということで依頼をして、 残してもらいました。

【部会長】

そうすると、ある種研修的な役割も担っているということですね。

【説明者】

そういう役目も、随分ございました。

【部会長】

わかりました。ほかに何かございますでしょうか。

【委員】

だけど、先生が1校に20人とか30人いる中に1人入れて、これで二極化が解消したとか、少人数対応ができたとかそういうことが本当にできるとは思えないんですね。

【説明者】

そうですね。この確かな学力推進員につきまして、学校にお話をしているのは、これは正規 教員ではありませんので、担任にはなれません。しかし、担任以外は何でも使っていいという、 そんなお話をしております。ですから、学校の中で、実は全学年同じように見えて、ある学年 が落ち込んでいるとか、あるクラスが崩壊をしているとか、実はいろいろな状況がございます。 ですから、いろいろな使い方をしております。どこかの学年に入ったという場合もあれば、あ るクラスに1年間入って、ずっとフォローをするという形に持っていったという場合もござい ます。

あるいは、本校では算数・数学を重視したいといったときには、全学年の算数・数学のTTに入る。全学年の全クラスに入っていくというような、到底全部はやり切れませんけれども、その学校の中で、とにかくここを重視したいといったところに何でも使えるといった点では、使い勝手がいいということは間違いなく言えることだと思います。そのような使い方をしていました。

【委員】

よくわかりました。そういう意味では、各校 1 人ずつ満遍なくではなくて、問題を抱えているところへ重点的に持っていくという使い方はどうですか。

昨年度は各校1名、今年度は若干増えまして、11名プラスしまして51名おります。そうした点では、今、委員ご指摘のとおり、区内でも若干いろいろな、重点にしなければいけないところがございますので、そういうところに2名、あるいは3名といった配置をしているところがございます。これは今年度のことですけれども。

【部会長】

さまざまな問題を抱えているお子さんたちがいらっしゃるということになりますと、スクールカウンセラーの役割というのも出てくると思います。スクールカウンセラーの活用はいかがでしょう。

【説明者】

もうこれは、また本当に今一番、増日数を求められているところかもしれません。今、基本的には小・中学校ともに週1日以上確保されております。従来から、教育相談室というところが教育センターの中にあって、さまざまな相談を受け入れておりましたけれども、どうしても相談機関には行けない、けれども何か話したいというそんなお子さん、保護者、そしてまた教員がおりました。そんなときに、身近にいることによって学校の中にいることによって、本当に大した相談じゃない場合が多いわけですけれども、でもちょっと話をして楽になった、そんなような形で聞いてほしいというケースがたくさんありました。ですので、今、週1日以上という形では配置しておりますけれども、その日は授業時間以外のところは本当にフルに、時間が埋まってしまう。放課後も含めて埋まってしまう。あるいは、どうしても授業時間だけれども聞いてほしいと。そんな形で相談を受けるということが大変多うございます。

最近は、今ちょっと申しましたけれども、教員も子どものことで悩んだり、あるいは教員同士のことで悩んでいるといったときに、相談に乗ってもらうといった形も随分増えまして、実際に相談の3分の1ぐらいは実は教員なんです。そういった点では、大変有効に活用ができているかなと思います。また、実は教員であっても、なかなか子どもに、「ちょっと適応指導教室に行ったほうがいいんじゃないの」とか、あるいは「ことばの教室に行ったほうがいいんじゃないの」とか、なかなか思っていても言えないことなんですね。言うことによって、自分の指導を何か手放しているみたいに教員は思ってしまいますので。あるいは「相談機関にかかったほうがいいんじゃないの」なんていうことは、なかなか言えないんですけれども、実はスクールカウンセラーだったら、いわゆる教員ではない、でもやはり学校にいる人ということで、「こんなところもあるよ、相談に行ってみたら」、あるいは「こんなところにかかってみたら」なんていうことも、結構、教員の代弁者という形でお話をしていただけるということです。平成19年度も小学校だけ見ましても、全学校合わせて1万4、5千件の相談が寄せられているので、大変な件数が寄せられているなと思っております。

【部会長】

そうしますと、そういう相談から、例えば子ども家庭支援センターとか、そういうところに 親子ともどもかかわるとか、そういう他機関との連携というのもできているというふうに考え てよろしいですか。

そうですね。親からというよりも、学校がなかなかそこまでわからなかった、あるいは家庭の状況までわからなかったというところを、スクールカウンセラーを通して聞いて、そうしまして学校を通して私どもに話が来ますと、区のサポートチームがすぐに機能しますので、子ども家庭部とか福祉部とかいろいろなところとすぐにサポートチームを組む体制もできますので、以前よりもますますそういうような連携がしやすくなったのは確かでございます。

【部会長】

スクールカウンセラーの方がかかわって、これはスクールカウンセラーの評価というのは難 しいんですけれども、かなりの件数があるということで、悩みが解決したとか、機関につなが って、学校で生活しやすくなったとかという解決ケースみたいなものというのは、件数として とっていらっしゃいますか。

【説明者】

これはとても難しくて、基本的にはありません。何をもって解決するかということもありますし、基本的には児童・生徒に自分で解決する方策を見つけてもらうのがカウンセラーの役目ということになりますので、実際には万々歳ということはないです。けれども、今、私どもがカウンセラーについて評価するならば、件数がどこまで伸びているのかで判断しております。ただし、実際にはこれが全校伸びているかというとそうではないのが実態でありまして、やはりその人がどうかということになります。

専門家とはいえ、相談しやすいタイプ、しにくいタイプがございます。また、学校でスクールカウンセラーのスクールを忘れてしまう方がいらっしゃいます。つまり、臨床心理士になり切ってしまう、自分が相談を受けても学校には伝えない。確かにお子さんも「言わないでね」と言うんですね。ですけれども、臨床心理士であれば、もちろんそれでいいわけですけれども、スクールカウンセラーの場合は、内緒ねと言っても、どこまでを相談、秘密にするかといったら難しいところであって、やはりこれは先生方には「これはこういう、内緒ねと言われていることですよ」ということで話をしてもらわないと、何も動かないという場合がございます。それを、完全に隠されてしまう場合がございまして、学校からはもう来年度この人はやめてほしいというような場合も実際にはございます。そこら辺が、スクールカウンセラーの方に対してはとても申し訳ないのですけれども、厳しい評価をしなければいけないといった場合が発生してございます。

【部会長】

スクールカウンセラーの採用というのも教育指導課のほうで行うのですか。

【説明者】

はい。これは教育センターの教育相談の担当者と、もちろん私どもも入って、選考しております。

【委員】

各校に1人いるというわけじゃなくて、1人の臨床心理士が何校も受け持っているという ことですね。

実際には、1人の心理士を4日勤務でお願いしております。10時15分から17時までの勤務という形でお願いをしておりまして、4日のうち3日間は違う学校に基本的に行って、1日は教育センター勤務ということで情報交換をしていただくという、そんな形ですので、結局3校かけもちということになってございます。

【部会長】

その中で、どこの学校からもちょっとと言われれば、翌年は不採用となるのですね。

【説明者】

そうですね。

【部会長】

そうすると1年契約ですか。

【説明者】

そうですね、基本的には。ただ、もちろん延長は5年間いたします。

【部会長】

どこでもそうだと思うんですけれども、こういう一人職場、先ほどのスクール・コーディネーターの方とか、確かな学力推進員の方は結局だれかの目があって、一緒にやっていますよね。でも、スクールカウンセラーの場合、ある意味一人職場になっているというところで、向き不向き、抱え込み型、スクールカウンセラー型というのは出てくるんだろうなと思いますが。それを配置したから評価ができたとか、件数が増えたから評価ができたのかというあたりは、本当に難しいと思います。たくさん相談があればいいという仕事でもないですよね。

【説明者】

本当はないほうがいいです。

【部会長】

ないほうがいいわけですよね。でも、ないのが本当にないのか、相談しにくいからないのかというのがまた判断しかねるものですので。また、解決というのが相談に来なくなったのが解決なのか、それはスクールカウンセラーと相性が悪いから来なくなったのかもしれませんし。気に入っていて毎回そこへ来ることによって安定しているのかもしれない。その判断はすごく難しいと思うんですけれども、やっぱりある種の統計的なものはおとりになっていただいたほうがいいかと思うんですね。

また、3分の1が教員というのも、これはいいのか悪いのかというところでございまして、だとしたらその辺がうまく、特に教員系だとこころの相談が多いと思いますので、病院などにつながって安定したというのだと解決になるのかもしれません。何か少しそういう統計とかをとっていただいた中で、内部評価していただくということも必要なのではないかなというふうに思います。それを見て、私どもがまたもっとスクールカウンセラーの増員が必要なのではないかとか、もっと別の意味での、教員は教員への特化したカウンセラーが必要なのではないかというようなことも考えられるのではないかなと思います。

あと、「学校評議員」なんですが、どうでしょう、機能しているというふうにご判断なさい ますか。

【説明者】

この学校評議員も、学期に1回程度ということになっておりますけれども、学校によって本当に随分差があるのが実態でございます。6回、7回開いている学校も、7回以上のところもございますし、少ないところもございます。そしてまた、学校評議員の方に来ていただいたときも、大体、学期に1回程度であれば、学校長のほうから学校経営方針とか学校の様子をお話しするということで終わってしまいます。ただし、回数が多くなればなるほど、そのときにちょっと授業を見ていただくとか、教務主任とか生活主任と話す機会があるとか、さまざまな回数が増えてくると思うんですね。

本来、この学校評議員というのは、いわゆる先ほど来ご意見いただいております学校評価の中で、単に学校関係者ではない方も含めて幅広くご意見をいただいて、学校経営に活かしていこうということですので、もっともっと機能すべきところでありますが、実際私どもとすると、十分に機能し切っているかというと、そうではない。課題がたくさんあると思っております。

そこで、従来、学校のほうに学校評議員の方々に対する役割について、研修というのは大変おこがましいのですが、各学校でやっていたのですけれども、今年度は独自に、私ども事務局のほうでも全校の学校評議員の方にお集まりいただいて、こういう理由でお願いをしているんだ、役割があるんだということを説明して、それで逆に学校に、それだとこういうのが不足しているよというようなことがあれば、ぜひ言ってほしいというようなことも含めた、そんな会合を開きたいと思っておりまして、今、10月にそれを計画しております。そういった点では、残念ながら十分とは言えないといった思いがございます。

【委員】

これも1人、各校1人ですか。

【説明者】

これは、15名以内です。

【委員】

各校。

【説明者】

はい。ということで、15名以内ということで学校長のほうから推薦をしています。

【委員】

どうやって選ぶのですか、これも地域の有力者ですか。

【説明者】

はい。学校で、町会長のようなお立場の方をお願いしてみたり、あるいはPTAの役員のような方にもお願いしてみたり、あるいは、地域の方で大学の教授のような方、企業関係の方など、全く第三者の方をお願いしています。本当に学校によってさまざまです。

【委員】

最終的にはどう学校を運営するかということで、開かれた学校ということが大事ですね。校 長の権限がかなり強まってきましたよね。学校評議会が開かれて、そういう地域との協働をや っていく中で、本当にその学校評議員という人が、その中学校なり小学校の地域を代表してい る人たちなのかということが重要です。そういう人たちがみんな、学期に1回集まって、ぱっと終わるのでは、これは何だったのかとなります。そういうことではなく、本当に学校評議員同士が会議をして、横のつながりをもうちょっと持ってもらい、運営の方針みたいなものを答えられるようにできないかですよ。

【説明者】

本当にご指摘のとおりだと思います。それで、平成13年度から学校評議員制度を導入したのですけれども、一方では本当に学校のほうも地域にどういう方がいらっしゃって、どういう方にお願いしたらいいのかということもわからない。そしてまた、素晴らしい方だからといって、長くずっと同じ方にお願いするというのが適切なのかどうかということで、もちろんん継続はありますけれども、基本的には2年で替わっていただくという、そんな形にもなっておりますので、なかなか人も見つけ切れない。そして、この方に何をお聞きしたらば、適切なお答えをいただけるのかというのもわからないという、さまざまな課題を抱えております。

そういう中で、今、実はもう1つ、四谷中学校をコミュニティ・スクール、地域協働学校の 実験校という形で、今年度位置づけているところでございまして、実はそこで学校運営協議会 というものを今立ち上げているところです。従来からある学校評議員というものは、校長の命 を受けて学校に集まってきて、個人として意見を言っていただきます。ただし、そのご意見に は、何ら強制力が実はありません。ですから、まあ感じたことを述べていただいて、それを学 校のほうで取捨選択しながら受けとめているというだけなんですね。ですから、地域の声がど こまで実際に反映しているかどうかも、実際にはわからないといったところもございます。今、 進めているコミュニティスクールの学校運営協議会というものは、まさに地域協働学校として、 地域の中から人に集まっていただいて、ここでの協議会では一定程度の意見を持つことができ るという、そんな形で展開できないかということで、今、実験校ということで今後2年間かけ て研究を積んで、将来的には全校そのような学校運営協議会を立ち上げていく。今度は地域の 方の中で、そこで合議的なご意見を闘わせていただいて、そして地域として学校に対してこう いう意見を持っているんだということを述べていただくと、そんなような形もどうかなという ことを模索しているところでございまして、そのときには、また学校評議員がどうなるか、場 合によって吸収される可能性もございますし、そんなことも模索しながら今ちょっと工夫改善 をしているところだといったところでございます。

【委員】

そうそう、そういう話をしたというだけの話ではなくて、実際に今おっしゃった、「話した 内容がちゃんと学校運営にこう反映されているんですよ」というのが評価だと思うんですよね。 だから、今おっしゃった方向性はすごくいいと思うんです。もっとそういう方向で広げていっ ていただきたいなと思います。

【説明者】

ご指摘のこと、そのとおりだと思います。

【委員】

「開かれた学校づくり」への評価という視点で、ちょっとお考えいただけないかというよ

うに思うんですが、個々のことについてはわかりました。その学校の経営ということについてですが、法的には、校長が経営権を持って任されているわけですよね。企業でいうと社長なわけですけれども、日本の代表的な企業の某社長は、顧問や相談役や会長や参与や何かを一切置かないということで成功したという話を聞いたこともあります。そこで、この「開かれた学校づくり」によって校長が、学校を取り巻くいろいろな方々の支援を受けるということはいいんですけれども、いわゆる経営権を、何かおびやかされるような存在ではいけないと思います。そういう視点での評価というのは必要でないかと私は思うんですね。

教育委員会としては、学校の校長に非常に重層的な支援体制になっていますよね。スクール・コーディネーターがありスクールスタッフ新宿があり学校評議会がありスクールカウンセラーがあり、それから確かな学力推進員がありPTAがあり育成委員会があり民生委員がありと、もう限りないほどの重層的な支援者がいると。さらに、その極めつけの学校運営協議会が設置されるということになりますと、私は「開かれた学校づくり」の評価の視点として、学校の経営権というのは一体、だれが持っているんだろうかということで、ちょっと疑問な点があると思います。新宿区では片や「開かれた学校づくり」と同時に、「特色ある学校づくり」ということを大きな姿勢にしているわけですね。何か私はその矛盾がそこで生じやしないかという懸念があります。

したがって、校長の学校経営権をあくまでも保障して支援をいただくという視点での評価というのが本来ではないかな、というように思っています。大変難しい問題ですけれども、教育委員会としても、評価の視点を学校長の経営権を侵さない範囲内での重層的な支援というところで明確にする必要があるのではないかということです。また、校長からこういうことがうっとうしくないかと、経営できるのかというようなことも、直に聴取して評価の視点にしていただきたいというふうに私は思っています。

【委員】

今の委員の意見に追加して、校長先生がかなり仕事がハードだという印象を保護者では持っています。行事が目白押しにあって、土日もなくいつでもどこにでも顔を出していらっしゃる。やっぱりいい仕事をするためには休息も必要なので、そのあたりもしっかり休息を取っていただいて、頑張ろうとする方ほど休息を取らないので、そのあたりも感じております。

【部会長】

もう時間なんですけれども、先ほどから伺って、少し気になりましたのは、地域がわからないと、地域にどなたがいるかわからないというご発言が幾つかありました。都市部ではしようがないと思うんですけれども、本来だと地域の中の学校だったわけですね。もともと日本の中では、学校というのが一つの地域の集約力あるものだったのですが、今や学校は学校で、地域は地域という。学校という組織自体は、本来地域をよく知っていないと、少なくとも学校区にはどういう区域で、どういう生徒たちが来ているんだと、そこにある問題は何なのだという、その地域を抱えていることを理解していないと、うまく学校運営ができないだろうと考えられますが。

今のお話ですと、校長はただでさえ忙しく働いているということですけれども、さらにまた

新宿に住んでいる教員はほぼゼロに近いという中で、一方で地域を評価する、地域を見るという視点を、教師それぞれに持っていただいて、自分が赴任したこの地区がどんな地域なんだろうか、どういう問題を抱えているのだろうか、ただ単に引き継ぎだけではなくて、そういう学校として地域を知るというあたりも評価の1つにしていただくと、どういうところのどういうお子さんたちがこの小学校には来ていて、どういう問題を持っているんだろうかというのは、実は開かれた学校づくりの基本なんじゃないかと思います。そのためには、他部署との連携というのも実は必要になって、商店会も初めとして、いろいろなところの連携を必要としていくのではないかなというふうに思いました。

学校はとかく、ちょっと学校だけで孤立していきがちな面が見えますので、その辺を少し配慮したような形の評価みたいなことができると、個別学校、特色ある学校づくりというのもございますので、非常によりよい内部評価ができるのかなという、これは感想として思いました。 ほかに委員の方々、よろしいでしょうか。

【委員】

スクールスタッフ新宿って、何人いるんですか。

【説明者】

スクールスタッフ新宿に関しましては、人が決まっているわけじゃなくて、学校からどんどん要望が来て、来ましたら後はもうどんどん謝金を払っていくということです。昨年度でも合わせて二、三百人、随分地域の方が入っていると思います。

【委員】

登録しているとかそういうのじゃなくて、要望が来たら、そういう能力のある人を探してということですね。

【説明者】

それで、例えば図書館資格ですと1時間1,000円という形で謝金をお支払いするという形です。

【部会長】

予算的には上限額とかは決まっているわけですか。

【説明者】

ございます。

【部会長】

ただ、その要求予算は、別の先生にも使えますか。

【説明者】

はい。

【部会長】

どうもありがとうございました。

(説明者入れかえ)

【部会長】

お願いいたします。私は第2部会「福祉、子育て、教育」の部会長、岡本と申します。よろ

しくお願いいたします。まずは、今日ヒアリングにお出かけいただきました方のお名前とご所属をお願いいたします。

<説明者自己紹介>

【部会長】

ありがとうございます。

既にこちらのほうからヒアリング項目をお出ししております。それに対するご回答もいただいておりますけれども、何か追加ということがございましたら、まずご説明いただきたいんですけれども、いかがでしょうか。

特にございませんでしょうか。

今回の項目が多いものですので、まず担当で地域福祉課が一番多いんですけれども、「きめこまやかな総合的福祉の推進」の中のまず「成年後見制度の利用促進」について、ご質問をしていきたいなというふうに思っております。

【委員】

最初に、成年後見センターとそれから地域包括支援センターと、それから地域見守り協力員。 そういうちょっとばらばらにあって、それが全体としてどう連携がとれていっているんですか というのが大きな質問ですよね。

【部会長】

全体のこちらで質問させていただきました制度全体について、関連性等も含めて、まずお願いいたします。

【説明者】

地域福祉課長です。

成年後見センターというのは政令で公的な制度を行うもので、将来判断能力がなくなったような方に対する財産と身体的な権利を守るということから始まっているもので、それを新宿区は社会福祉協議会に委託して実施しているものです。

【委員】

これは何人ぐらいでどんな組織なんですか。

【説明者】

成年後見センターは4人でやっています。

【委員】

4人ですか。

【説明者】

常勤職員2人、非常勤職員2人です。昨年までは区が相談を受け付けて専門家につなぐという形でやっていたんですけれど、昨年度の4月から成年後見センターを設置して、職員が直接受け入れし、また専門家にもつなげるという形で充実した形をとっています。

【委員】

あれは社会福祉協議会の職員がやっているのですか。

社会福祉協議会の職員も簡単なことは最初は受け付けますし、専門的なことは司法書士、社会福祉士、弁護士につなげています。

【委員】

この4人というのはどういう人なんですか。社会福祉協議会の人なんですか。

【説明者】

社会福祉協議会の職員なんですけれども、1人は区から派遣されている職員です。その4人がやっております。それから地域見守り協力員というのは、一人暮らしの高齢者を見守って相談に乗るということで、地域の方ですね。

【委員】

これはボランティアだから285人のボランティアがいらっしゃるということですね。

【説明者】

地域見守り協力員についてはボランティアですね。それから、ふれあい訪問は9人の非常勤 職員が行っています。

【委員】

これは社会福祉協議会の職員ですか。

【説明者】

そうです。それで、地域包括支援センターというのは介護保険の関係で、高齢者の関係の相談にすばやく応じるものです。

【委員】

これは各センターで 1 名増員したと言われていますけれども、各センターに何人ぐらいいるんですか。

【説明者】

高齢者サービス課長です。

新宿区の場合は、地域包括支援センターは10カ所ございます。 1 カ所は私ども高齢者サービス課が、直営でやります。残り 9 カ所が社会福祉法人であったり株式会社であったり、委託という形で展開しております。その人数につきましては、20年度については、それぞれ高齢者人口の多い少ないがございますので、 4 名から 5 名というところで配置をしておりまして、合計で 9 カ所41人という形になっております。

【委員】

これは民間の人で、NPOとかそういうのじゃなくて、株式会社ですか。

【説明者】

株式会社です。株式会社とはいっても介護事業者で、それ以外の介護保険のいろいろなサービスも提供している会社です。

【説明者】

地域福祉課長です。

地域包括支援センターというのは、高齢者のいろいろな相談を受けますので、そこで成年後 見制度の相談にも応じています。

【委員】

相談に応じているわけですね。

【説明者】

つなげています。

【委員】

その辺の連携が、この後質問が出るんでしょう、どういうふうになるか。

【説明者】

ふれあい訪問だとか地域見守り協力員についても、そういう方を発見した場合はこういうところにつなげて相談に応じるということで、日常的なボランティアあるいは常勤職員が見守って、必要に応じて区の制度につなげていくという、そういうことで連携しているいろとやっています。

【委員】

構成はわかりました。

【部会長】

比較的社会福祉協議会の委託事業が多いんですね。成年後見センターの設置から社会福祉協 議会に移ったわけですけれども、その辺の事情というのを教えていただけますでしょうか。

【説明者】

社会福祉協議会は、一つの地域のネットワークということに非常に精通している社会福祉法人であるということと、地域福祉権利擁護事業というのをやっていまして、それと一体化して成年後見制度も運用するのが効果的だということがあります。そういったところから、社会福祉協議会に委託するのが妥当ではないかということで委託しているわけです。

特に成年後見制度の場合、地域ぐるみの支援というのが今後ますます重要になってきますので、そういった意味では、区よりもやはりそういったことに精通している、慣れている社会福祉協議会に委託して実施すると、こういうのが効果的だと判断しております。

【部会長】

十分に予算措置して委託したというふうに思っていらっしゃいますか。

【説明者】

人件費も含めて、非常勤もその場合の事務員の経費として、委託に乗せたような仕方になっています。

【部会長】

今のところ成年後見センターとしては 1 カ所なんですけれども、10カ所の特別出張所単位というのがございますよね。この 1 カ所であるということについてはいかがでしょうか。

【説明者】

これはもう内容がかなり専門的ですから、これを10カ所に置くというのはちょっと難しいと 思います。

ただ、今言いましたように、地域包括支援センターでもそういった相談に応じていますので、 必要ならばすぐに成年後見センターにつなげていただければ十分な対応はできるというふうに

考えています。

【部会長】

ただ、地域包括支援センターの対象は基本的には高齢者ですし、成年後見センターには知的 障害、精神障害等が入りますよね。知的障害、精神障害の方たちへのサービスという面では1 カ所で十分でしょうか。

【説明者】

それも各関係、例えば障害者福祉課におりますケースワーカーだとか、あるいは保健センターの保健師が、対象となると思われる方を発見した場合には、やはり成年後見センターのほうにつなげば、そこで十分に対応ができますので、必ずしもその10カ所に置くということは費用の面からいってもちょっと難しいですし、10カ所も同じようなものを置くということまでは考えなくてもいいのではないかと思っています。

【部会長】

巡回相談みたいなものは特に考えてらっしゃいませんか。

【説明者】

今いろんなところにこちらから出かけていって、いろんな講座だとか講演会等はやっていますけど、巡回相談も確かに検討課題の1つだと思っています。

【部会長】

実際の評価に関してなんですけれども、初回相談が例えばヒアリング項目 2 の高齢者以外のところで、「340人の相談があって、内訳として精神障害者対象が31人、知的障害者対象が16人の相談があった」とご回答いただいております。このあたりは、相談はあったけれども後見人がつかなかった理由というのは把握していらっしゃいますでしょうか。

後見人をつけた方は何人ぐらいなんでしょう。つまり340人の初回相談のうち、うまく後見人に結びついた方というのはどのぐらいの数なんでしょうか。

【説明者】

これは相談に応じた後は区を通さないで直接手続をしますので、ちょっと正確な数というの は把握していないです。

【部会長】

でも、区が事業を社会福祉協議会に委託しているわけですよね。当然区が事業報告という形で報告を受けていなければまずいですよね。

【説明者】

制度についてとか手続についての相談というのはやっているんですけれども、それがその後 どうなって後見人がついたかというのは、把握していないです。確かにその後のフォローとい うことも必要なので、把握しないといけないですけれども。

【部会長】

何をもって評価をするかということで、多分委託してしまうということで区の責任が逃れる わけではないと思うんですね。協働という形で考えていくと、適切な外部機関に区の事業を委 託するということは、十分これから新宿区の基本的な考え方としてあると思うんですけれども、 委託してしまったら予算措置だけすればいいという問題ではないと、人件費をつけて予算措置 をすればいいという問題ではないですよね。

【説明者】

はい。

【部会長】

そうしますと、評価として何人が相談に来たという形の評価もございますが、成年後見制度につながって、その方の生活なり権利が守られるということが重要ではないかと思うんですね。 そこまで行政としては把握する必要があるのではないかと思うんですが、その辺はいかがなんでしょうか。これは、今度は社会福祉協議会の内部評価という形になるんでしょうか。

【説明者】

いや、それは区が委託していますから区の評価になりますけれども。ただ、それは来た方に対しているいろと状況を聞いて説明して手続方法等は教えるんですけれど、それが実際に結びついたかどうかというのは、直接区を通さないで本人が手続しますので、こちらとしては把握していなかったんです。

ただ、今は成年後見センターになって細かな対応というのはできますので、そういった面で は本人が申し立てたかどうかという、今後確認していけば把握はできるんですけれども。

【部会長】

基本的に相談なんですね。

【説明者】

そうなんです。

【委員】

成年後見人をつけるというのはどこで決めるんですか。

【説明者】

成年後見人をつけるというのは家庭裁判所で決めることになります。

【委員】

だから、どれだけの人が行ったかは区はわからないということですか。

【説明者】

相談の後を追って、やりましたか、後見人をつけましたかというところまで追っていけばわかりますが、この事業の趣旨というのは、主に成年後見するという状況にある人に対する制度の説明と手続の説明、そういった手続に結びつけるということまでになります。それを手続したかどうかまで追うかどうかというのは、この成年後見センターの役割ではないということではないんですけれど、この成年後見センターというのは、やっぱり制度を説明して手続をしやすくするようにするというのが主な目的になっているわけです。

【委員】

例えば80歳の人が申し立てをする、で、審査をする。大体半年ぐらいかかるそうですね。裁判所のから、誰々を後見人にするというふうに認定されますね。そうすると、あと80歳の申立人と後見人が協議をして「財産が1億円ある。じゃ、それを管理してください」というそこか

らの話は、大変高度なプライバシーの問題になります。制度として、一切そこからなかなか役所というのは入れないということになるんですね。ですから、何件そこで成立したかということは大変聞きづらいというか、もうセンターとしてはそこまでで一つの完了というふうに見てもいいんじゃないかと。そこから先もかなりこじれるケースがあるわけですね、後見人と親戚や縁者や何かが出てきて、違うと、1億円を半分ずつに分けるとかあって、基本的には財産と不動産の保守管理ですから、そういうプライバシーの問題がありますので、現実になかなか立ち入れないというケースがあるんですね。

【部会長】

苦情申し立てみたいなものは把握していらっしゃるんですね。

【説明者】

はい。

【委員】

申し立てについては、はっきり何件というのは。

【説明者】

12年度からトータルで69件というのが今の件数です。

【部会長】

社会福祉協議会に委託した理由というのが「地域福祉権利擁護事業の利用との関係」というお話だったんですけれども、地域福祉権利擁護事業から成年後見制度のほうに移ったのが何件というようなことは、それは把握していらっしゃるんですか。

【説明者】

それは、把握していないです。

地域福祉権利擁護事業を利用して、その人の例えば預金通帳の管理だとかそういったことを やっていますけれども。

【部会長】

どうなんでしょう、精神障害者対象31人、知的障害者対象16人という相談数は、新宿区としては少ないと思うんですけれども、その辺はいかがなんでしょうか。十分に周知していらっしゃるということだったんですが、いかがでしょうか。

【説明者】

障害者福祉課長です。

知的障害者の手帳を発行している方が大体1,000人ぐらいですが、成年後見の制度の適用を受けずとも、もともと知的障害者の方はある程度障害が重ければ常にだれかの後見と保佐がなくては生活ができませんので、保護者、ご親族の間で、ご本人の加齢に合わせて適切な時期に選択をされているのではないかと思っております。私どもも、これが多いのか少ないのか、成年後見の制度の適用を積極的にもっと受けるべきなのかどうか、行政として一定の判断を持っているわけではございませんので、実際こういう数字であることをそのまま受けとめてございます。

【部会長】

精神障害者の方は。

【説明者】

保健予防課です。

精神障害者につきましてもご病状が必ずしもいつも悪いわけではなくて、保佐というのが適当なのか、保護というのが適当なのか、あるいはもうちょっと踏み込んだ形で後見ということが適当なのかということがあります。最近1例ありますが、その方についても何度も面接をさせていただいて、後見をすることについての同意をいただくと同時に、入院をされていましたので、その入院先の医療機関の複数の医師に意見を聞いたり、その方はご自分でご自分の財産が自由にできなくなったりすることもございますので、そこの同意を得るということについての医師の判断も十分あるし、ご本人のご意見、「いいよ」と言ってくださるのがなかなか前に行かなかったりするということがございます。

その31件につきましては、障害者福祉課長と同じように、多いのか少ないのかとちょっと悩ましいところなんですけれども、手帳を今お持ちの方は約1,000人ということなので、病状が必ずしも著しくお悪いというわけではないんじゃないかというふうに思います。病状が非常にショックが激しいというのが疾病の特徴でございますので、病状が悪いときには判断能力が著しく落ちるということもあるんですけれども、やはり2週間とか3週間とかそういう範囲の中で病状が好転してくることもございますので、多い少ないというのはちょっとなかなか申し上げられないというところです。

【部会長】

区のスタンスとしては、後見人をなるべくつけていくという方向なのか、親族がいるんだったら親族に任せたほうがいいということなのか、そういうあたりはいかがでしょうか。

【説明者】

地域福祉課長です。

区としては、その成年後見制度というものを広く理解していただきたいということと、その状況に応じて個々人の判断で活用していただきたいということです。ですから一概に今後増やせばいい、もちろん周知の徹底によっては数の増というのも考えなければいけないんですけれども、数を増やしていくだけではなくて、あとは制度の周知ということで、それは必要とする人に正しく理解して活用してほしいという理由から、成年後見センターを設置しているわけですので、必ずしも数の増が目的ということは言えないのではないかと思ってます。

【部会長】

その評価という面では、何を指標として考えていらっしゃいますか。

【説明者】

これは成年後見センターを設置するということです。

【邹会長】

そうですね、昨年度19年度はそうなんですけれども。

【説明者】

それは予定どおり設置したというところで、「B」という評価をつけたのですけれども、あ

とは相談件数が増えているかどうか、それも一つの判断になるのではないかと思います。

【説明者】

障害者福祉課長です。

あと、知的障害の成年後見の適用は今後は増えていくだろうと思っております。ダウン症で見てみますと、従来ダウン症の方は大変短命な例が多かったんですが、最近は医療や対応の発達によって長寿の方も増えております。親亡き後ということが保護者の方々のいつも心配なことですけれども、親亡き後の対応を十分考える時間が必要になるケースが、以前よりは今後も伸びていくだろうと思います。

【委員】

成年後見制度については、国も東京都も、物心両面の支援を各区市町村にして周知広報に大変努めているところであり、新宿区でもいち早く成年後見センターを設置しまして、区民にとって区役所の門よりも敷居がやや低いであろうと、区役所の門よりもちょっと低いであろう社会福祉協議会に委託したということは、私は評価できるなというふうに思っております。しかも、その窓口になっている社会福祉協議会で大変多くのご相談を受けているということも、その対応の方法も的確じゃないかということで評価していいんではないかというふうに思っております。基本的には、今、認知症高齢者の財産保全といわゆる生活生存権の保障ですから、大変重要な案件であり、今後ますます増えていく対象者を考えた場合、充実しなければいけない区の大きい施策の1つだろうと思っております。

そういう点で、地区の町会長の会議に、担当する社会福祉協議会の担当課長が、成年後見制度を普及してくださいということを説明したんですけれども、町会長のレベルでも名前すらまだまだ浸透していない。事業内容についてはさらに難解であるということで、スタートして3年たつわけですけれども、まだまだ周知広報が必要な制度かなと思っております。

片や高齢者のほうは、悪徳商法をはじめ親戚縁者が財産を侵食しているというケースもたく さんあるわけで、これは大変成年後見制度の普及等については急務の課題だろうというふうに 思います。

そこで、私ども評価をさせていただく視点で考えた場合に、果たして社会福祉協議会の1法人で、1万人近い、あるいはこのケースでやっている該当者が5,400人、認知症を含めてですね。あるいは予備軍を含めると1万人近い75歳以上の高齢者がいる中で、1法人だけで委託しておいて事業が遂行できるのかどうかという不安がちょっと私はあるのですが、どうですか賄えますかね、しかも窓口4人ということで、大変激務というふうに私は思うのですけれども、どうでしょうか。

【説明者】

地域福祉課長です。

成年後見センターについては、東京都の「成年後見活用あんしん生活創造事業」という事業 を活用して、補助金を受けながらやっている事業です。その中で、各区市町村には1所を置く ということになっています。その内容につきましては、今常勤2人、非常勤2人です。あと、 弁護士、社会福祉士、それから司法書士という方にそれぞれ専門家に頼んでやってもらってい ることですが、もしそれがどうしてもやり切れないということであれば、増員とかそういうところも考えていかなければいけないと思うんですが、さらにこれを何カ所も増やすかというと、私は今の1カ所で、さらに必要ならば内容を充実していくというやり方で十分ではないかというふうに思っています。

これを何カ所もということになると、今度は自主事業でやらなければいけないわけです。先ほど言いましたように、地域包括支援センターの中でも相談に応じていまして、あとは保健師、障害者のケースワーカーなども必要な方については相談に応じてつなげていくわけですから、広く専門家を派遣したら、そこの専門機関である成年後見センターにつなげるという形で、今後ともやっていきたいというふうに思っています。

【委員】

私も日常生活の中で、隣のおばさんの預金通帳を持って、お昼のあるいは夕食の惣菜を買うんで1,000円おろしておかずを買ってきてくださいなんてことを、日常茶飯事として隣組の善意でやっていたんですけれども、銀行に行っても信用金庫行っても、あるいはスーパーに行ってもどこに行っても、後見人はどなたですかと、後見人をつけてくださいというようなことになっておりまして、非常に窮屈な生活を強いられているんです。これは当然建前からいうと、その高齢者の財産保全ですから当然だと思うんですけれども、ここまで後見人の要請が社会的な要求になってきますと、今のような制度で果たして生存権、認知症高齢者、高齢者予備軍の方の生存権まで、疑うような状況になってくるのではないかというふうに思うんですが、もう少し簡便に、後見人までいかなくても、保佐人を雇用できるような制度を考えられないかなと思うんですが、どんなものでしょうか。

【部会長】

実際は後見人がすごく多いんですよ。保佐人、補助人が少ないんですよね。

【委員】

極めて少ないですね。

【部会長】

ええ、極めて少ないですね。そういう今みたいに後見人までいかない部分での一部的な支援というものに対する理解というのが、実はまだ進んでいない。そういう意味では、出前講座等で講演を開いているんな方たちに周知していらっしゃる、また後見人養成もやっていらっしゃるということなんですけれども、区としてそのあたりをどうお考えなのか、それを今後の評価としてどうお考えなのかというあたりが、多分委員の質問と絡むと思うんですけれどいかがでしょうか。

【説明者】

後見人の養成については東京都が社会貢献型後見人の養成をやっています。新宿区は11人で 比較的多くなったところです。今後、考えているのはそういった社会貢献型の後見人をもう少 し増やしていって、後見人が見つからない方に対するフォローということを、今後ずっとやっ ていきたいと思っています。

あとは、一つは社会福祉公益機関で法人後見人になるということもあるので、それはまた大

きな課題になるため、社会福祉協議会でもやるかやらないかという判断はまだ決めかねておりますので、そこまでは行っていないのが現実です。ですから、今は東京都がやっている社会貢献型後見人を増やしていくと、そういった方にはボランティアみたいな形で後見人になっていただくというほうを今後増やしていきたいと考えています。

【部会長】

後見人をつけたりした場合、実質お金がかかる問題ですから、そのあたりももちろんあると 思うんですけれども、やはり、社会貢献型後見人にしましてもボランティアとしてということ ですか。

【説明者】

多少は報酬がつきます。

【部会長】

その方の権利を保障しなきゃいけないというケースもありますので、きちんと対応しなければいけませんし、同じような形で地域権利擁護事業についても必ずしも十分広まっていない。 そうすると、周知徹底の方法として出前講座とか、今回の回答だけでいいのか、今おっしゃっているように町会長さんでもわからないというあたりをどうするかということを、何回やったという形で評価するだけでいいのかというあたりはご検討いただければと思いますね。回数だけでいいのかということですね。

【説明者】

成年後見センターになってから、やはりこちらから出かけていって、そういった講座とか開いていくという回数もかなり増えているわけなんです。また広報紙も発行していますし、チラシも発行しているので、そういった面でこちらから積極的に周知をしていくという部分についてはかなり充実しているというふうに思っております。これは去年もかなり回数をやってますので、確かにこういった周知の方法というのは常に工夫しなきゃいけないとは思っているんですけれど、昨年、出前講座や講演会だけで27回やっているということで、回数としてはかなり多いのではないかというふうに思っています。ですから、今後それで満足することなく、一層周知していくという努力というのはしていかなければいけないとは思っているんですけれども、やはりこういった形でこちらから地域に出かけていきながら制度について説明をして周知を図っていくという、やはりこういう方法を今後も続けていきたいと思っています。

【部会長】

でも、新宿区の方たちが入院している病院とか、そういうところのケースワーカーと組んで必ず連絡してもらえるとかですね。結局、精神障害の方の場合に退院援助から入らなければいけない部分が出てくるわけですよね。何かそういう工夫というのがあって、それによって幅広くいろんなところに周知して。障害者の団体といっても、団体に入っている方はまだ結構わかっている、親の会とかの方はわかっている。そういうところに行かない方たちがわからない。新宿の場合は特に、外国籍の方の問題等も出てくる可能性もありますので今後、通訳の問題とか、言葉の問題というようなことも、本当に権利問題になってきますので、もう少し新宿区の問題点に立脚した形の対応が出ていてもいいんではないかと思います。そこでは、先ほどから

言いましたけれども、社会福祉協議会だけでいいのかというのと、4人という人数で講演会も する、相談も受け付けるというあたりはどうでしょうか。

【説明者】

保健予防課です。

精神障害者だけではなくて障害者に関しましては、地域活動支援センターの中に相談を受ける、障害者相談支援機能というのを持っています。その地域活動支援センターも18年に1カ所、それから19年に1カ所、20年に2カ所増えております。あとは障害者福祉センター、各保健センター、障害者福祉課、保健予防課、こういうところで相談を受ける窓口として、現在13カ所が機能しております。民間社会福祉法人であるとかNPOであるとか、そういうところの相談機能の中には、必ず成年後見支援というのが要綱の中で盛り込まれておりまして、相談の内容の中で後見の必要性が見受けられるような方については、成年後見センターのほうに話をつなげていくというような取り組みをしておりまして、今後、地域活動支援センターはもうちょっと増える予定でございますので、この中で新宿区内はカバーしていくという構想がございます。

それから、お話の病院の中の医療ソーシャルワーカーとの話ということなんですけれども、 退院促進事業の中では、確かにおっしゃるように退院をコーディネートするための機能が必要 ということなんですけれども、新宿区内に長期入院型の病床が実はございませんで、6カ月以上の長期入院というのは多摩地区であるとか、都外であるとか、そういうところに多くございます。今後どのような形で退院促進を進めていくのかというのも、実はあまりよく見えてきていないところですし、どういう方が社会的入院をされているのかというのもなかなか見えづらくなってきているんです。 退院をされる状態の方が後見を必要とされる方かどうかというところも、実はなかなか難しいところで、どちらかというと社会生活は普通にできるんだけれども、さまざまな受け入れ条件の中の何個かが整わないために退院に至らない方が多いというふうに考えていますので、そこの長期入院者の多くの方が、後見とか保佐とか補助とか、そういう支援は必要とされる方が多いんじゃないかなと思っているんですけれども、かなり今のところそこにうまくつながってきていないというか、像がつながってきていないということと、退院促進については別にコーディネート事業なども活用しておりまして、その中で必要とあらば成年後見センターのほうにつないでいくというような構造を持っています。

【部会長】

都全体も、都外の施設からどんどん障害者等をこちらのほうに移すという方針で動いておりますので、そのあたりで近くにどんどん、今まで遠くにいた人たちが戻ってくる。そういったときに、もう親たちが既に高齢化しているというあたりで、多分そこが重要な事業になってくるかなというふうに思います。

続きまして、地域包括支援センターということで、予防とか自立の方たちへの対応という形になるかと思うんですけれども、この地域包括支援センターでの役割と、例えばボランティアの行っている高齢者のサポートみたいなもの、それとの連携というのはいかがなんでしょうか。

【説明者】

高齢者サービス課長です。

地域包括支援センターが対象としているのは高齢者ということでご説明をさせていただきた いと思います。

ご案内のとおり、地域包括支援センターについては大きく4つの業務があります。これは介護保険法で規定されています。1つが介護予防、2つが総合相談、3つが虐待防止・権利擁護、最後が包括的継続的支援ということで、それを本務としてやっている事業です。一方では先ほどから出ていますように、地域見守り協力員であったり、地域のさまざまなボランティア団体もあろうかと思いますが、そういったところでそういう活動の中で出てきた情報を、例えば今は具体的に申しましたほうがわかりやすいかと思いますが、地域見守り協力員が月2回高齢者のところを訪問しています。そこで何か、ちょっとふだんと違う様子が見られて困ってらっしゃるというような状況を発見したというようなときに、地域見守り協力員はそれを解決するところまでは役割としてはございません。それを解決するのはどこかというと、地域包括支援センターです。

ですから何丁目何番のどなた、何という方が、ふだんとちょっと様子が違って困ってらっしゃるよと、ちょっと相談に乗ってあげてくれませんかというような情報をちょうだいすると。それで、実際に地域包括支援センターについては、相談に来られるお客さんを待っているだけではなくて、アウトリーチとして外に出かけていきますので、来られない方についてはそういった現場に行って相談に応じるというような形で、いわば地域との連携というような、具体的な一例をご紹介させていただきました。

【部会長】

地域包括支援センターについて何かご質問はございますか。

【委員】

別冊の評価シートの65ページで上がっているコストのところの数字なんですが、常勤職員31 人というのがどこに配置されているのか、これをちょっと教えてください。

【説明者】

常勤職員については、先ほどご説明しました直営の地域包括支援センター、常勤職員の31ですね。これは区の高齢者サービス課です。先ほどの直営の地域包括支援センターで、ここの配置職員数です。

【委員】

直営の1カ所に31人がいらっしゃるということですか。

【説明者】

はい。

【部会長】

この方たちは全員地域包括支援センターの仕事をしているわけではないですよね。

【説明者】

ええ、ないです。新宿区の場合は直営は福祉事務所機能、いわゆる措置がまだ制度としてありますから、こういった部分を担当している職員も一緒に係をしています。だからある意味で、単に高齢者のいろんな困った相談事例については、介護保険の仕組みだけで対応できるもので

はありません。老人福祉法もあればほかにも、そういったところからそういう業務を担当している職員も一緒になっています。いずれにしろ、ほかの仕事もやっていますけど、地域包括支援センターとして介護保険法上の登録をしている人数としてはこの人数です。

【部会長】

当然、だからこの31人の中には保健師も入っているし、社会福祉士の人もいるし、ケアマネージャーもいるということですね。

この直営のセンターは、他の9館のある意味で相談機能というんでしょうか、スーパーバイ ズ機能も持っていると。

【説明者】

ええ、核機能を持っているという形になります。それが新宿区のある種特徴といいますか、 そういった形です。

【部会長】

直接ある地域を、このあたりを担当地区として持っていらっしゃるのですか。

【説明者】

ええ、管轄区域でいうと、区役所管轄内というのが住民票上ありますので、区役所近辺の地域を持っています。ただ、ある意味、全区的に広く委託の地域包括のバックアップ体制をとっているという形のこともしています。

【部会長】

ほかにご質問ございますでしょうか。

「ふれあいサロン」、「地域見守りネットワーク」これも社会福祉協議会委託というふうに 考えてよろしいんでしょうか。

【説明者】

地域福祉課長です。

高年齢者就業支援事業のわくワークは助成事業ですね、社会福祉協議会がやる事業に対して 区が助成しています。

【部会長】

社会福祉協議会はかなり一手にいるいろな事業を受けているというふうに見えるんですけれども、そのあたり、先ほどから出ている社会福祉協議会という1カ所に全部委託するということに対してはどうなんでしょうか。何か不便とか、便利さとか、委託する理由とか、いかがでしょうか。

【説明者】

区には地域福祉を推進するという使命があります。また、社会福祉協議会には、地域の社会福祉の向上ということで、区の職員が派遣で行っております。そこから、他の社会福祉法人とは別に位置づけています。

委託先として、やはりそういったことに慣れておりますし、委託先としては社会福祉協議会に1カ所でやるのが妥当だというふうに思っています。こういった事業につきましてはやはり区が委託してやるんですが、何カ所も委託するという理由は逆にありませんので、社協との

関係から考えまして社会福祉協議会に委託しながらやっていきたいと思っています。

【部会長】

その委託事業に対する、先ほどと同じ話になるんですが、評価というのはしていらっしゃるんですか。

【説明者】

委託事業に対しては、特に評価という形ではしておりませんけれども、やはりそれは委託するには区に責任がありますので、途中の経過については気を配ったり、最後には常に状況は把握しておきながら円滑にできるようには考えています。

【部会長】

それはやはり、社会福祉協議会との協働というふうに考えていらっしゃるわけですか。

【説明者】

委託事業ですから協働事業というものともちょっと違うんですけれど、やはり区の責任において社会福祉協議会に委託して、その内容につきましても区の意向を反映した事業にしていくという形をとっています。そういった意味では、民間活力の活用という部分ではありますので、お互い協働しての事業ともちょっと違うのではないかと思います。

【部会長】

あくまで委託事業を中心にということですね。

【説明者】

はい。

【部会長】

例えば地域見守り協力員になると、ボランティアの方たちも社会福祉協議会でやっていらっ しゃいますけれど、いろんな地区に地域見守り協力員が必要になってくるわけですよね。

そういう地区ごとのアンバランスのようなものというのは、これも社会福祉協議会の方たち が当然考えていってくれるだろうということでよろしいんですか。

【説明者】

はい。アンバランスは確かにあるんですけれど、ただやっぱり地域見守り協力員が月に2回訪問するというのが原則ですので、時によって、地区によっては、地域見守り協力員の負担が大きい地区というのは確かに出ています。ただ、それによってサービスが低下するということは考えていません。

【部会長】

どういう方が地域見守り協力員をやっていらっしゃるんでしょうか。

【説明者】

地域見守り協力員はボランティアです。

【部会長】

ボランティアですか。

【説明者】

ふれあい訪問は非常勤職員です。

【部会長】

担当職員が非常勤ということですね。

【説明者】

ふれあい訪問は非常勤職員で、あとは地域見守り協力員についても担当のふれあい訪問の非常勤の職員が担当しているということで、実際に地域見守り協力員をやっていただくのはボランティアの方々です。

【部会長】

どういう方がボランティアになっているというようなことはわかっていますか。例えば結局、 民生委員さんとかぶっているとか、そういうことはないんでしょうか。

【説明者】

一部にはありますけれども、やはりボランティアで地域のために役立ちたいという方がなっていただいているということで、どういう方というよりはやっぱりボランティア精神がある、 意欲のある方がなっていただいているということです。

【部会長】

対象者への相談対応などの活動支援は、地域見守り協力員の活動支援というのをやっているのは担当職員ですよね。

【説明者】

はい。

【部会長】

そのボランティアへの教育とか、見守りネットワークのサロンでやってくださる有償のサービスの方とか、結構いろんなネットワーク化が社会福祉協議会の中で行われているという印象を受けるんですけれども。

【説明者】

そうです。例えば地域見守り協力員については、連絡会というのを2カ月に1回開いてますし、さっき言ったようにボランティアが担当していますので、そちらのボランティアの方々がこういったことを担当していくということで社会福祉協議会に委託するということは、重要な効果が出ていると思っています。

【部会長】

その効果というのはどういうふうにはかってらっしゃるのですか。

【説明者】

やはり、区で直接やったらボランティアの募集からやらなければいけませんので、そういった意味ではボランティアについては社会福祉協議会のほうでは十分に把握してやっています。

【部会長】

ボランティアセンターを持っていらっしゃるということですね。

【説明者】

はい。

【委員】

細かい質問ですけれど、ふれあい訪問対象者数のほうがやっぱり達成率としては低いですよね。この辺の原因はどういうことなのかを教えてください。地域見守り対象者数のほうは、そのボランティアの活動ということでかなり達成率が高いところですけれど、その下の目標値2のところは450人という数字にはなかなか達していないわけですけれども、それは資格要件とかいろいろ何か専門的ということで難しいんでしょうか。別冊76ページの事業成果指標を見て言っています。

【説明者】

それは、ふれあい訪問というのはある程度ボランティアでは対応し切れない部分を職員が訪問していますので、そういった方たちも生活上の一定の改善等が見られまして、地域見守り協力員事業のほうに移行したという方がいらっしゃいます。そういった意味ではふれあい訪問の数も減っているといえます。

【委員】

今のと関連してですが、そうすると最初の成果の指標の人数が適切ではなかったというか、 見積もり間違いという感じでしょうか。最初に450人の水準達成を目標に掲げていらっしゃっ たわけですけれども、これはどういった根拠によってこのように450人を最初なさったのかわ からないんですが、この数が目標達成できなかった、これが目標の指標としては余り適切では なかったということでしょうか。

【説明者】

この辺もこれまでの実績を考慮しながら考えましたが、ただ、今言いましたように、ふれあい訪問の場合はある程度職員が月1回訪問して、かなりボランティアだけでは対応し切れないようないろんな複雑な事由がある方とか、相談も、いろんな健康上の相談だとか、そういった複雑な相談を抱えているという方もいらっしゃいますので、そういった面ではふれあい訪問から地域見守り協力員のほうに移行するというケースというのが出てくるわけです。

【部会長】

そのほうが望ましいわけですよね。

【説明者】

できればそうですね。そういったことで、思ったよりそういった移行する方が多かったというところからそういう数になりました。

【部会長】

35%が地域見守り協力員事業対象へ移行したというご回答いただいていますが、実績の数は、 残りの450人の65%の人数よりも少ないですよね。

【委員】

それと訪問対象者数と書いてありますが、必要な人が全部カバーされたという意味で指標にするならいいんですが、もともとの指標が指標として適切かどうかということですね。必要な人は全部カバーされたうえで最初の目標を立てるべきではないかなという気がいたします。

【委員】

実際に、対象者である母集団というのは何人いるんですか。

【説明者】

ちょっと今、母集団が何人かというのは出てないんですが、この数の出し方としてはそのうちのそういったことが必要な方が何人ぐらいいるかは大変難しい話で、従来の実績を考慮しながら目標値を立てたということなんですけれど。そのうち困難なケースが減少したことによって、専門的な職員が2人来るよりも、月2回ボランティアの地域見守り協力員が来てもらったほうがいいということで、移行しているというケースが増えています。

【委員】

その辺はわかるんですけれど、大きく成果目標として立てるには、やっぱり行政としての公 共性とも絡むんですけれど、そういうのがあって、それで実際に見回りを受けなければいけな いような人が何人いるんだというのはつかんでいないのですか。

【説明者】

高齢者サービス課長です。

これは生活実態、例えば高齢者のみの一人暮らし、住民票で一人暮らしでも必ずしも一人ではないんですね。それを知るのに一番いいのは国勢調査なんです。今一番新しい国勢調査ですと平成17年、このときの数値でいきますと、高齢者のみの夫婦世帯、これが約8,000前後、それから一人暮らし、これが約1万7,000人です。

【委員】

それぐらいになっているんですね。

【説明者】

ええ。ふれあい訪問については、一人暮らしまたは高齢のみを対象としていますから、この あたりが委員がおっしゃるような母集団なんです。

【委員】

そういう1万人から2万人ぐらいの、そういう集団の中から500人というのは本当に目標としていいのかどうかというのは、やっぱり。そんなに状態が悪い人ばかりじゃないんでしょうからね。

【説明者】

そうですね。よって数は出るんですけれど、そのうち必要とされている方が何人かというの が非常に難しいです。

【委員】

そうそう。それをどうやってつかまえるかということですよ。

【部会長】

ただ、今の数の割にはやっぱり目標数値は少な目かなという気がします。今までの中でというお話にしてもですね。これは、また数値の設定も問題になりますね。

【委員】

いわゆる地域の見守りネットワーク事業のヒアリング項目11の、いわゆる見守り相談員や何かの件ですが、やはり国や都の方針では、基本的には在宅ということが原則です。そういう意味で、区内にこれだけのボランティアの方が活躍していただけるということについては大変あ

りがたいことで、今高齢者サービス課長から説明があったように、対象数が1万7,000人という数ですよね。これが多い少ないはちょっとわかりませんが、いずれにしても在宅福祉という 視点から考えると、このボランティアなくして新宿の福祉は成り立たないように私は思います。

その中で、弱者という視点で見ると、一人暮らしの高齢者、75歳以上の方の見守りというのが大変急務な課題だろうというふうに思います。それがきちんとできているかできていないかということが、私どもの評価の大きい視点ではないかというふうに思っています。

そういう点で、区発行の情報紙「ぬくもりだより」を安否確認の折に配布する取り組みを始めたということについては、私は大変高い評価をしていいんではないかというふうに思っております。また、都内でも画期的な事業だというように私は認識しております。

私の知る限り、葛飾区である地区なんですけれども、飲料を75歳以上の方に1本10円で配布するという事業を始めた。飲むか飲まないかによって安否確認がされていた。配達員が確認をしてくれたんですけども、この事業がやっぱり継続できなかったんですね。やっぱり飲んだり食べたりということについての障害だと思うんですが。そういう点ではこの新宿区の事業は、私は高い評価をしていいんではないかというふうに思います。

したがって、あと、この事業をさらに拡充していただきたいというふうに思いますけれども、この地域見守り協力員をどうやって増やすかということですね、今後新宿区の大きな課題だというふうに思います。これも評価につながっていくと思いますけれども、もし策があればちょっとお答えいただきたいんですが、どうでしょうか。

【説明者】

地域見守り協力員を増やすことについては一層のPRをしながら、今後地域のほうで見ていったその趣旨について理解を求めながら、ボランティア全体を増やしていきたいと思っています。やはり今後必要とする人には必ず必要なサービスを提供しなければなりませんので、こちらから積極的に地域見守り協力員数を増やしていくという努力をしていきたいと思っています。

【委員】

お願いします。

【部会長】

ほかにございますでしょうか。

ちょうど時間になりました。今日はどうもありがとうございました。

(説明者退室)

【部会長】

2回のヒアリングに関しまして、昨年とは違ってかなり共通しているものが浮かび上がった という印象を私は持っています。その辺を事務局でまとめていただいたものを見ながら、今後 第2部会としてどう提言をしていくかということを考えていきたいと思います。

どうもご苦労さまでございました。

<閉会>